

岐阜市立女子短期大学研究活動不正行為等防止計画

平成 28 年 2 月 24 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 2 月 24 日改正

「岐阜市立女子短期大学研究活動不正行為等防止規程」（平成 19 年 10 月 17 日制定。平成 28 年 2 月 24 日改定 以下「不正行為等防止規程」という。）第 3 条第 2 項に基づき、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正行為等防止に対応するため、「岐阜市立女子短期大学研究活動不正行為等防止計画」を以下のとおり策定し、実施を推進する。

1 研究活動上の不正行為防止に向けた取組みの推進

「不正行為等防止規程」に基づき、研究活動上の不正行為等防止に向けた取組みを推進する。また、これらをホームページで公開し、常に学内外に周知する。

2 研究活動上の不正行為等防止に向けた具体的項目

(1) 不正行為等防止に関する意識の徹底

- ① 研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、公的研究費等の適正な執行が行えるよう、研修会を開催する。
- ② 教職員等に対して、研究活動に関して岐阜市立女子短期大学研究行動規範を守り不正行為等を行わない旨の誓約書（様式 1）の提出を求める。

(2) 取引業者との癒着の防止

- ① 不正な取引に関与した業者に対しては、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）に基づき適切な処置を講ずる。
- ② 取引業者に以下の事項について誓約書（様式 2）の提出を求める。
 - (ア) 法令、岐阜市の条例・規則及び本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (イ) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
 - (ウ) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (エ) 教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

(3) 物品検収の確実な実施

- ① 本学に納入される物品の検収は、現場への納品前に事務局での検収を原則とするが、(ア) 大型機械や特殊な役務等の物品、(イ) 動物及び飼料、危険物、宅配便で配送される物品等、通常納品形式外の物品については、検収場所を事務局が別途指定する。なお、検収体制については、学内関係者及び納入業者に周知を図る。
 - ② 業者との癒着防止の周知、徹底に努める。
- (4) 出張の事実確認
- ① 出張願の事前提出の徹底に努める。
 - ② 出張目的が、競争的研究資金等の交付目的に合致しているかの確認を徹底する。
 - ③ 不要な旅費の支給を防止するため、宿泊を伴う出張において自宅等を利用した場合には宿泊費の減額調整を行うなど、実態に応じた旅費の支出に努める。
 - ④ 出張の実態を把握するため、出張の目的や成果等を把握できるような書類や旅行報告書等の速やかな提出を徹底する。
なお、出張者が復命書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項の記載等を徹底させる。
 - (ア) 宿泊を伴う出張の場合、宿泊先施設名及び電話番号等を宿泊証明書に記述する。
 - (イ) 学会等の出張においては、出張の事実が確認できる資料等を添付する。

※資料等の例

- ・参加証明書の写し
- ・参加費の領収書（当日発行のもの）の写し
- ・配付されたパンフレット（表紙及び日程部分）の写し
- ・配付されたプログラム（表紙及び日程部分）の写し
- ・名札の写し（第〇回〇〇学会等の記載のあるもの）…等

(5) 謝金の支払を伴う補助作業等の事実確認

- ① 作業従事者は、研究者等の指示による作業開始、終了の時刻に出勤表を管理する部署（事務局等）に赴き、出勤表に時刻、業務内容を記載し、終了時に確認の押印をする。
- ② 謝金事務の担当部署等は、必要に応じ、作業内容等について作業従事者から直接、作業事実を確認することがある。

(6) 内部監査の実施

- ① 研究費等の適正な執行・管理を確保するため、監査員を任命する。監査員は

事務局職員から総務管理課長が指名した者とする。

- ② 監査員は、内部監査を実施する。
 - ③ 監査員は、内部監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等や管理体制の不備を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。
- (7) 不正行為等に係る告発等の取扱い
- ① 不正行為等に係る告発については、「研究活動に係る不正防止に関する規程」に基づき適正に取り扱う。
 - ② 告発の方法と併せて、告発者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。

3 研究活動不正行為等防止計画の見直し

上記の項目は、研究活動上の不正行為の防止等のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。

4 研究資料等の保存に関する取り決め

論文等の形で発表された研究成果の元となった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。資料や標本などの有体物については5年間の保存を原則とする。但し、保存が不可能ないし著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

また、不正調査をするにあたり資料の開示を求められた場合には、研究者はこれを拒むことはできない。

保存期間については、「平成27年3月6日 日本学術会議の科学研究における健全性の向上について」に基づく。

(様式 1)

研究倫理・コンプライアンスに関する誓約書

年 月 日

学長 様

所属
氏名

誓約書

私は、岐阜市立女子短期大学の教員として、公的研究費の使用にあたり、下記事項を遵守することを誓います。

- ・当該資金配分機関、関係法令、岐阜市の規則及び本学における規程等を遵守します。
- ・公正な研究の遂行に努めて研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をします。
- ・規則等に違反して不正を行った場合は、岐阜市及び本学、または配分機関の処分に従い、法的な責任を負います。

(様式2)

誓約書

当社（当法人）は、岐阜市立女子短期大学との取引に当たり、岐阜市及び岐阜市立女子短期大学が定めた物品等の調達に係る規則、規程等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、岐阜市及び岐阜市立女子短期大学が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請があった場合は、これに協力いたします。

なお、当社（当法人）に、岐阜市及び岐阜市立女子短期大学が定めた物品等の調達に係る規則、規程等に反する行為が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。岐阜市立女子短期大学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、加担することなく、ただちに通報及び相談窓口に連絡します。

年 月 日

岐阜市立女子短期大学 学長 様

所在地

社 名 印

代表者 役職・氏名
印